

潮江東体育会 潮江東スポーツ少年団野球部規約

第1章 総 則

第1条 本団は、潮江東スポーツ少年団野球部と称し、高知市潮江東体育会に所属する。

第2章 目的及び活動

- 第2条
1. 本団は、野球を愛する高知市立潮江東小学校区の児童（以下「部員」という）が集い、野球を通じて、野球の正しい技術の習得と体力増強に努め、礼儀を重んじ、児童の心身健全育成、団員相互の協力、友情、親睦を深め、地域との交流を深めることを目的とする。
 2. 本団は、「高知市スポーツ少年団」、「高知県小学生野球連盟」に加入し、これらの主催する大会にできる限り参加する。
 3. 潮江東体育会活動に積極的に参加する。

第3章 組 織

第3条 本団に部員の保護者による後援会(以下「保護者会」)及び指導者会を組織する。

1. 保護者会は、入団児童保護者で組織し、事務局は保護者会長宅に置き、以下の役員を置く。

会長：1名、副会長：2名、事務局長：1名、会計：2名、監事：2名
事務局員 若干名（事務局長の委嘱）

- ① 任 期 役員の任期は定期総会から翌年度定期総会までの1ヵ年とする。但し再任は妨げない。
- ② 選 任 会長、副会長、事務局長、会計、監事は定期総会において選任する。
- ③ 職 務
 - a. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - b. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - c. 事務局長は本会の庶務を統括し、事務局員は事務局長を補佐する。
 - d. 会計は本会の財務を処理する。
 - e. 監事は本会の財務を監査する。
- ④ 相談役 本会に高知市潮江東体育会より選出された相談役を置くことができる。

2. 指導者会の指導者は次のとおりとする。但しコーチは保護者会の役員を兼務できる。

監督 1名、責任者 1名、コーチ 若干名

- ① 任 期 監督、責任者、コーチの任期は定期総会から翌年度定期総会までの1ヵ年とする。但し、再任は妨げない。
- ② 選 任 監督、責任者は指導者会が推薦し、コーチは任命された監督が委嘱し、それぞれ総会で承認する。
なお、決定しない場合は潮江東体育会に一任する。
- ③ 職 務 監督、責任者、コーチはスポーツマンシップにのっとり、部員及び保護者会との相互理解と意思疎通に努力し、信頼を元に第2章第2条第1項を遵守する。
- ④ 権 限
 - a. 監督、責任者、コーチは保護者会の総会及び役員会に出席することができ、総会では、投票権がある。
 - b. 監督、責任者、コーチの指導内容など保護者会と友好的話し合いの上、権限を一任される。

第4章 会議

第4条 会議は総会、保護者会、役員会、指導者会に分ける。

第5条 総会は、保護者会長が指導者会と諮り、年1回の定期総会と、必要に応じ臨時総会を招集する。総会では、下記の事項を審議、決定する。

1. 活動報告、会計報告、監査報告
2. 活動（案）、予算（案）
3. 規約の改正
4. その他運営上重要な事項の審議

第6条 総会の成立

1. 総会（定期、臨時）は、保護者会、指導者会投票権を持つ者の2/3以上の出席により成立する。卒団後の保護者は、投票の権限はないが、総会には参加することはできる。
投票数は、1家庭1票とする。
2. 総会の決議は出席者の過半数でもって決定する。
3. 総会議長は総会出席者の中から話し合いの上、互選する。
議案決議同数の場合は、議長が決定する。
4. 定期総会は毎年8月または9月に開催する。
なお、臨時総会においてはこの限りではない。

第7条 保護者会、役員会、指導者会は必要に応じその都度開催する事とし、最終議決は総会にて謀る。

第5章 運営及び会計

第8条 本団の運営の経費は、部費、潮江東体育会助成金、寄付金により運営する。

1. 部費は、総会の承認を得て決定する。(2,000円/月・人)
2. 部員は、部費を毎月初めに会計に支払うこととする。
3. 運営費の出納は保護者会長の承認を得て会計が執行する。
なお、出納金額が高額な場合は、役員会にて決定することとする。
4. 遠征費等その他特別な費用が発生した場合は、別途徴収する。
5. 新入部員は、入部時に入会金(1,000円)を会計に納入する。
なお、新入部員入部時の部費は、1ヶ月未満は徴収せず、翌月分より徴収することとする。

第6章 補則

第9条 保険の加入および事故

1. 部員・指導者は、スポーツ安全保険に全員加入することとし、部員の同保険料は個人負担とする。なお、新入部員は、入会時にスポーツ安全保険料を支払うこととし、指導者のスポーツ安全保険料は、運営費で負担することとする。
2. 万一、練習及び試合中、または試合への往復路、その他本会の活動における傷害事故には一切本会の責任とせず、保護者はその責任の追及、補償の要求はしないこととする。但し、応急措置は行うこととする。

第10条 スポーツ少年団・高知県小学生野球連盟登録料

部員のスポーツ少年団登録料、高知市スポーツ少年団指導者登録料および高知県小学生野球連盟登録料は、運営費で負担することとする。

第11条 練習、練習試合及び遠征

1. 練習方法、作戦および選手起用については、指導者に一任することとし、保護者は指導、監督内容について意見等を申し出ないこととする。(第3章第3条2項④)
2. 練習日は、原則として週2回(土曜日・日曜日)程度とし、保護者会長、指導者が決定する。なお、大会前等には、別途練習日を設けることがある。
3. 部員は練習を欠席する場合は、必ず、指導者または他の部員に届けることとする。
4. 練習、試合および遠征等の運営には、保護者は積極的に協力することとする。

第12条 用具

1. ユニフォーム(試合用、練習用)等は、潮江東スポーツ少年団の定めたものとし、ユニフォーム・スパイク・グラブ等は、部員の個人負担とする。
2. キャッチャーミット・ファーストミット等その他の用具は本会で準備する。なお、私物使用も認めることとするが、万一、紛失・破損その他事故による損失には、本会は責任を持たない。

第13条 入会

本会への入会は、児童とその保護者の両者が希望、相互承認したものに限り、入会を認可する。入会時、以下の書類を役員会に提出する。なお、原則として、1ヶ月間は体験入部とし、終了後、入会を許可することとする。但し、練習態度等により、入会を許可しないことがある。

1. 入会申込書
2. 保護者承諾書

第14条 退会

退会は、保護者と児童の同時申出により役員会でこれを承認する。なお、著しく秩序を乱す者は、役員会で退会させることもある。

第15条 事業年度

本会の事業年度は、定例総会から翌年の定例総会までとする。

第16条 この規約にない事項が発生した場合は、役員会において協議決定する。

第17条 施行

本規約は、平成24年9月1日より施行する。